平成28年3月18日

1

日

毎週月.水. 金曜日発行

富山県報

第 4032 号

目 次	
告 示	
○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧	1
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	2
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	3
○指定代理納付者の指定	8
公告	
○争議行為の通知の公表	9

富山県告示第127号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

杉原土地改良区から申請のあった滅鬼地区の新規土地改良事業施行については、 土地改良法(昭和24年法律第 195号)第48条第9項において準用する同法第8条第 1項の規定により、平成28年3月9日適当と決定したので、同条第6項の規定によ り、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類土地改良事業計画書の写し定款の写し
- 2 縦覧の期間 平成28年3月23日から 平成28年4月20日まで
- 3 縦覧の場所

富山市役所

富山県告示第128号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営三ヶ地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 降 一

- 1 縦覧に供すべき書類 県営三ヶ地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成28年3月23日から

平成28年4月20日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、 1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日 の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県 を代表する者は、富山県知事となります。)、当該異議申立てに対する決定の 取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第129号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により県営臼中2期地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

- 縦覧に供すべき書類
 県営臼中2期地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成28年3月23日から 平成28年4月20日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

小矢部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の 異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代 表する者は、富山県知事となります。)、当該異議申立てに対する決定の取消 しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第130号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により県営臼中2期地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次

のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 降 一

1 縦覧に供すべき書類

県営臼中2期地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年3月23日から

平成28年4月20日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の 異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代 表する者は、富山県知事となります。)、当該異議申立てに対する決定の取消 しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第131号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により県営下椿地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営下椿地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年3月23日から

平成28年4月20日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の 異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代 表する者は、富山県知事となります。)、当該異議申立てに対する決定の取消 しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第132号

県営十地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により県営宮腰地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 降 一

- 1 縦覧に供すべき書類
 - 県営宮腰地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成28年3月23日から

平成28年4月20日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の 異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代 表する者は、富山県知事となります。)、当該異議申立てに対する決定の取消 しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第133号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により県営中加積南部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 降 一

- 1 縦覧に供すべき書類 県営中加積南部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成28年3月23日から

平成28年4月20日まで

3 縦覧の場所

滑川市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の 異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌

日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代 表する者は、富山県知事となります。)、当該異議申立てに対する決定の取消 しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第134号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

十地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により県営中曽根地区 土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次の とおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 隆

- 1 縦覧に供すべき書類
 - 県営中曽根地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成28年3月23日から

平成28年4月20日まで

3 縦覧の場所

高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日か ら起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の 異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌 日から起算して6 簡月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代 表する者は、富山県知事となります。)、当該異議申立てに対する決定の取消 しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第135号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により県営長引野地区 土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次の とおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

縦覧に供すべき書類
 県営長引野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年3月23日から 平成28年4月20日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の 異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代 表する者は、富山県知事となります。)、当該異議申立てに対する決定の取消 しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第136号

指定代理納付者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第29条の2の規定により告示する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

元気とやま応援寄附金(指定代理納付者が提供するインターネットによる公金 支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。)

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

争議行為の通知の公表

富山県厚生農業協同組合連合会労働組合中央闘争委員長中川健から、平成28年3 月11日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 事件

年度末手当要求及び2016年春闘要求に関する件

2 日時

平成28年3月22日午前8時30分から本事件解決に至るまで

3 場所

高岡市永楽町 5 番10号 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院 滑川市常盤町 119番地 富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院

4 概要

必要な一切の合法的争議行為を実施する。

10

平成28年3月18日印刷発行

発 行 富